

ドレッシングについての検査方法

制 定 昭和50年12月24日農 林 省告示第 1217号
改 正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
最終改正 平成30年 3月29日農林水産省告示第 688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
 - (1) 抽出の割合
原料及び製造条件が同一と認められるドレッシングの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の容器又は箱を抽出し、表示重量又は表示量（以下単に「表示重量」という。）が8kg又は8l（以下単に「8kg」という。）以上の容器入りの場合にあつては、その抽出した容器から200g又は200ml（以下単に「200g」という。）のドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合にあつては、その抽出した箱から1箱（200g未満の表示重量の容器入りのものにあつては、当該表示重量が200g以上となる最少の個数）の容器のドレッシングを採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口のドレッシングを合格に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のドレッシングが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
 - (1) 抽出の割合
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったドレッシングでその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の容器又は箱を抽出し、表示重量が8kg以上の容器入りの場合にあつては、その抽出した容器からそれぞれ200gのドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合にあつては、その抽出したそれぞれの箱から1個（200g未満の表示重量の容器入りのものにあつては、当該表示重量が200g以上となる最少の個数）の容器のドレッシングを採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行
5に定めるところにより検査を行った結果、当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品であつて、その検査荷口の製品と品種が同一のものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年4月1日から施行する。